厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和５年１０月１日から
大阪府の最低賃金は
時間額1,064円

最低賃金制度のマスコット　チェックマん

使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課
TEL　06-6949-6502
もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 ≧ 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 ÷ １日の平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 ÷ １年間における１か月平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷その期間に出来高制によって労働した総労働時間 ≧ 最低賃金額
①～④が混在	各賃金の１時間あたりを算出し合計した額 ≧ 最低賃金額

最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当

② １か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金に関する特設サイトもご覧ください。

(050901)

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1　中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは　**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**
大阪市北区天満2-1-30　大阪府社会保険労務士会館5階　**TEL:0120-068-116**
受付:平日9:00～17:00（水曜日のみ18:00まで）　Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

2　賃金引上げを支援する制度

どの支援が合うか迷ったら、
このセンターに相談してみてね！

✖業務改善助成金　※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは　**業務改善助成金コールセンター　TEL:0120-366-440**

✖キャリアアップ助成金　※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは　**大阪労働局職業安定部　雇用保険課　助成金センター**
大阪市中央区常盤町1-3-8　中央大通FNビル9階　**TEL:06-7669-8900**

✖その他の賃金引上げ支援制度　※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター　TEL:03-6281-9821**

(2)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、 設備資金や運転資金を２億７千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫　TEL:0120-154-505**

(3)中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター　TEL:0570-012-088**

(4)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは、**ものづくり補助金事務局サポートセンター　TEL:050-8880-4053**

✖賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。